

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年2月13日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり  
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊  
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利  
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員  
山 本 満 政 松 尾 頼 男 山 崎 徹 鷹 取 美 春
5. 議事に参与した者  
事務局長 服部 博昭  
事務局 蒲 直之  
事務局 溝邊 和典
6. 議事内容  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第5条許可申請について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)  
そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第11回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。寒い中、令和2年2月の総会にみなさんお集まりいただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので適正なる審査、ご意見のほどよろしく申し上げます。

事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに太田委員、由喜門委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓981-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は2,091㎡。「牛窓町牛窓1923」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は4,245㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は6,268㎡。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人が耕作、維持管理をしており、今後も同様に譲受人の「■■ ■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

## 【2番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■ ■」。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■ ■」。農地の所在地は「邑久町尾張934」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,994㎡。「邑久町尾張1096」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,832㎡。「邑久町豊安498-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,367㎡。譲受人の農地までの距離は900m。耕作面積は5,465㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。





農地で10aあたりの収量は米420kg。資金は自己資金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外の農地です。場所につきましては、資料4頁目をご覧ください。牛窓公民館長浜分館から南西へ約470mの所に位置しております。

#### 【2番案件】

譲受人「岡山市東区西大寺中野10番地の19 不動産業 有限会社 グリーン・エステート 代表取締役 岸本 一美」。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張519-1」。地目は「田」。面積は1,122㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張519-2」。地目は「田」。面積は1,193㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張520」。地目は「田」。面積は1,203㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅 13棟 803.86㎡」「公園・ゴミST 115.16㎡」「道路 796.07㎡」。建ぺい率は「30.8%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kg。資金は自己資金が■■■、借入金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外の農地です。またこちらの案件は開発協議申請中となっております、諮問案件にもなっております。場所につきましては、資料5頁目をご覧ください。瀬戸内市役所から南東へ約640mの所に位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員、お願いします。

松 尾 委 員 1番案件についてご説明します。譲受人の社会福祉法人誠和が運営する介護施設「あじさいのおか牛窓」において、訪問者や職員用の駐車場が不足しているということで、今回転用をされるそうです。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、山崎委員、お願いします。

山 崎 委 員 2番案件についてご説明します。申請地は宅地に囲まれていることもあり、農薬を散布すると苦情がきていたようで、耕作が難しい状況になっていました。今回、建売分譲住宅に転用するというところで話がまとまり申請に至りました。排水同意も得られていますので、特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料2頁目、3頁目をご覧ください。
- 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 今後の予定を申し上げます。3月の総会は3月10日(火)に瀬戸内市中央公民館1階多目的ホールで開催予定です。4月の総会は4月16日(木)に開催予定です。よろしく申し上げます。事務局からは以上です。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度2月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前9時45分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年2月13日

議 長

署名委員

署名委員